

## 令和2年度 学校非常変災時の対応について

### 1 警報が発表されたとき

- (1) 平常時の登校前においては、午前6時の時点で学校所在地（松山市）もしくは居住市町に「特別警報」、「暴風警報」が発表されている場合、または、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」ともに発表されている場合は、臨時休業とする。
- (2) 平常時の登校中においては、学校所在地（松山市）もしくは居住地市町に「特別警報」、「暴風警報」が発表された場合、または、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」ともに発表された場合は、すぐに帰宅して、家庭で待機する。
- (3) 平常時の登校後においては、学校所在地もしくは居住地市町に「特別警報」、「暴風警報」が発表された場合、または、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」ともに発表された場合は、学校にて待機させるか、下校時刻変更して帰宅させるか学校で判断する。
- (4) 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」以外の「警報」及び各種の注意報の場合は周囲の状況をよく確認の上、安全に留意して登校する。
- (5) 休業日に模擬試験や部活動等が実施されている場合は、上記に準じる。

※学校所在地(松山市)以外に住んでいる生徒においては、居住市町に「特別警報」「暴風警報」または、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」ともに発表されている場合にも同様の対応とする。受けられなかった授業は後日、補習をする。

### 2 大地震が発生したとき

地震階級	対 応
5弱	<u>在宅時</u> ： <u>自宅待機</u> とし、学校からの連絡・指示を待つ。 <u>在校時</u> ：安全な場所に避難し、以後の対応について必要な場合は、学校から連絡する。また、安全確認の上、なるべく、小集団で下校させる。 <u>登下校中</u> ：安全な場所に一時避難し、地震がおさまったあと、安全を確認しながら、学校と自宅の近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が居ない場合は、学校に避難し、学校から保護者に生徒を引き渡す。

地震階級	対 応
5強以上	<u>在宅時</u> ： <u>臨時休業</u> とする。なお、学校からの連絡・指示を待つ。 <u>在校時</u> ：安全な場所に避難し、生徒は直接保護者に引き渡す。保護者に連絡がつかない場合や、津波などの二次災害の恐れがある場合は、帰宅させず、安全な場所に留め置く。 <u>登下校中</u> ：安全な場所に一時避難し、地震がおさまったあと、安全を確認しながら、学校と自宅の近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が居ない場合は、学校に避難し、学校から保護者に生徒を引き渡す。

※ 学校からの電話連絡で特別な指示・連絡がないかぎり、上記の通りです。学校への電話等による問い合わせは、対応に混乱を招くと予想されますのでしないようお願いします。